

## ～介護保険料の納付が困難な方へ

介護保険料の減額・減免・分納等の対応が可能なことがあります。いずれの場合も減額申請が必要です。北区介護保険課 介護保険料係にお問合せください。その際にお電話口で「生活困窮のため介護保険料の減額申請をしたい」とはっきり申し出てください。最大約3万円の介護保険料が安くなります！

**介護保険課 介護保険料係 電話：03-3908-1285**

### 【減額対象】

所得段階第1段階のうち老齢福祉年金受給者、または第2・3段階で次の1～4のすべてに該当する方（所得段階については、毎年7月上旬に送付される納入通知書でご確認ください。）

1. 介護保険料を滞納していないこと
2. 世帯の実月収額が、生活保護基準の1.15倍以下であること  
※生活保護基準額の目安 1人世帯：12万円前後 2人世帯：17万円前後
3. 世帯全員が次の資産を所有していないこと  
・ 居住用以外の土地、家屋・300万円以上の預貯金、国債等
4. 住民税が課税されている方の扶養を受けていないこと

### 【減額内容】

- 所得段階第1段階の方（老齢福祉年金受給者のみ）は、半額相当に減額
- 所得段階第2段階および第3段階の方は、第1段階の保険料相当に減額（約8千円～約3万円が減額されます）

所得段階	納める保険料額	減額された金額	新しい保険料額
第1段階	22,644円	11,322円	11,322円
第2段階	31,324円	8,680円	22,644円
第3段階	52,836円	30,192円	22,644円

令和7年度